

○琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱

令和2年6月5日

訓令第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付要綱(平成27年9月1日付第201500077531号鳥取県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。)及び琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、県要綱で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 補助金は、人材不足が著しい町内の特定業種又は一般業種(以下、「対象業種」という。)に就職又は就業する大学在学学生及び既卒者が借り入れた日本学生支援機構等の奨学金の返還額の一部を補助することにより、大学生等の町内就職又は就業を促進し、若者の琴浦町への定着を図り、もって地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 町長は、前条の目的の達成に資するため、県要綱第13条の規定による交付決定を受けた者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内の本社、支社、支店、事業所等(以下「事業所等」という。)に正規雇用により就職又は就業した者。ただし、対象業種に限る。
- (2) 定住することを目的として町内に住所を有する者。ただし、町外の事業所等からの転勤又は出向で一時的に居住する場合を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1第1欄の区分に応じ、同表第2欄に定める額とする。ただし、補助金の算定基準となる奨学金の返還総額は、交付申請時に返還していない奨学金(利子は除く。)とする。ただし、助成期間中に、町内の特定業種から町内の一

般業種に転職(勤務していた事業所を退職し、新たに別の事業所に正規雇用により就職又は就業することをいう。以下同じ。)した場合、転職した日の属する年度以降の助成金額は、特定業種により算出された金額の2分の1とする。

2 各年度の補助金額は、各年度毎の返還額から県要綱による助成金及びこの要綱と同様の趣旨で支給される補助金、交付金、助成金等の合計額を差し引いた額とする。

(補助期間)

第6条 補助金の交付対象とする期間(以下「補助対象期間」という。)は、町内の対象業種に正規雇用により就職又は就業した日を起点として、当該日の属する年度から起算して返還最終年度の末日までとし、当該事業所等に勤務している期間(通算して3年以内の町外転勤の期間を含む。)とする。

(交付申請の時期等)

第7条 補助金の交付申請は、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書

(2) 県要綱第13条の規定による鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金交付決定通知書の写し

(交付決定の時期等)

第8条 補助金の交付決定は、前条の交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付決定通知書

(様式第2号)によるものとする。

(交付決定の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金変更交付申請書(様式第3号)により町長に申請し、町長の承認(以下「変更承認」という。)を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について変更承認をしたときは、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(各年度報告の時期)

第10条 交付決定者は、規則第16条第3項の規定による補助金等進捗状況報告を、各年度の翌年度の4月20日までに琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金状況報告書(様式第5号)により行わなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 各年度(次条の実績報告に係る年度を除く。)の補助金の支払は、原則、前条の報告を受けた後行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、交付決定を受けた者が返還残額を繰上償還する場合、町長は、概算払により補助金を支払うことができるものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第16条第1項の規定による報告は、補助対象期間終了年度の翌年度の4月20日までに琴浦町未来人材奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第7号)により行うものとする。

(額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定者の責務)

第14条 交付決定者は、補助対象期間にわたって町内に居住し、町内の対象業種に就業を継続していなければならない。ただし、通算して3年以内の町外転勤による転出期間(以下「算入転出期間」という。)を含むものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金の收受及び使用について、規則及びこの要綱の規定に従わないとき。

(2) 交付決定された補助対象期間内に自己都合により離職又は町外に転出したとき。(離職した日より1年以内に町内の対象業種に就職したとき又は町外転勤により町外に転出した場合の算入転出期間は除く。)

2 前項第2号により交付決定を取り消す場合は、別表第2第1欄の区分に応じ、同表第2欄に掲げる期間を交付決定の取消しの対象期間から除くものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年6月5日から施行する。

附 則(令和4年4月1日訓令第16号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日訓令第13号)

(施行期日)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の琴浦町未来人材奨学金変換支援補助金交付要綱第4条第1号前段の規定にかかわらず、この訓令の施行前にされた交付決定に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

(1) 特定業種

| 区分 | 補助金の額 |
|---------------------------|---|
| 1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた期間 | 貸与を受けていた無利子の奨学金の補助金交付申請時における返還総額(大学等の在学時に無利子のみの貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に2分の1を乗じて得た額 |
| 2 有利子のみの奨学金の貸与を受けた期間 | 貸与を受けていた有利子の奨学金の補助金交付申請時における返還総額((利子は除く。)大学等の在学時に有利子のみの貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に4分の1を乗じて得た額 |
| 3 無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けた期間 | 1の区分により算定して得た額。 ただし、1の区分の奨学金の返還総額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額。 |

※交付決定後に奨学金の一部又は全部が返還免除になった場合の助成金の額は、当該免除額を返還総額から除いて算出した額とする。

(2) 一般業種

| 区分 | 補助金の額 |
|----------------------|---|
| 1 無利子のみの奨学金の貸与を受けた期間 | 貸与を受けていた無利子の奨学金の補助金交付申請時における返還総額(大学等の在学時に無利子のみの貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に4分の1を乗じて得た額 |
| 2 有利子のみの奨 | 貸与を受けていた有利子の奨学金の補助金交付申請時における |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 学金の貸与を受け た期間 | 返還総額((利子は除く。)大学等の在学時に有利子のみの貸与を受けた月数に6万円を乗じた額を限度とする。ただし、一括貸与型の奨学金等については、当該奨学金の対象期間中の全ての月に貸与を受けたものとみなすこととする。)に8分の1を乗じて得た額 |
| 3 無利子、有利子の 両方の奨学金の貸 与を受けた期間 | 1の区分により算定して得た額。 ただし、1の区分の奨学金の返還総額が限度額に達しないときは、同区分の限度額から同区分の返還総額を差し引いた額を2の区分の限度額として、2の区分により算定して得た額を1の区分により算定して得た額に加えた額。 |

※交付決定後に奨学金の一部又は全部が返還免除になった場合の助成金の額は、当該免除額を返還総額から除いて算出した額とする。

別表第2(第15条関係)

| 区分 | 交付決定の取消対象期間から除く期間 |
|---|---------------------|
| 就職又は就業した日から離職した日(離職を伴わず自己都合により町外へ転出した者は転出日)までの期間(以下「就職又は就業期間」という。就職又は就業期間には算入転出期間を含める。)が4年以上6年未満の場合 | 4年間 |
| 就職又は就業期間が6年以上8年未満の場合 | 6年間 |
| 就職又は就業期間が8年以上の場合 | 第11条の規定に基づく支払を行った期間 |